

令和 7 年度林業従事者等確保緊急支援対策補助金
(うち労働安全確保・経営力強化対策のうち林業労働安全確保対策事業)
審査選考に伴う意見を踏まえた総評 (第二次)

■ 本事業の趣旨

本事業は、林業従事者等確保緊急支援対策として、認定事業主、選定経営体等に対して、林業労働力の確保をはかるため、安全で衛生的な職場づくりを目的に安全衛生装備・装置の導入や労働安全研修の実施を支援するものです。

令和 8 年 5 月 16 日から 8 月 14 日まで交付申請を受けた事業の審査選考に伴う総評 (第二次) を公表します。

事業開始日から 8 月 14 日までに、補助予算総額のうち 42%の事業費の申請を受付・採択しました。

補助申請のあった都道府県数は、45 都道府県の 234 経営体です。経営体別では民間経営体 142 件、森林組合 70 件、森林組合連合会 3 件のほか、公益法人、企業組合、個人事業主などです。

■ 導入品に関して

1) 安全衛生装備・装置の導入に伴う製品の評価と普及について

事業は国庫補助による地域に適合した安全衛生装備・装置の導入と普及をとおして林業労働災害の低減と労働環境の改善から林業労働力の確保・定着をはかるものです。このため、導入を計画する安全衛生装備・装置は、新規性と試行的な導入を基本として助成を行います。

なお、導入品は一つの製品を多数導入せずに、複数の製品を導入試行して、作業環境や地域に適応する製品の比較検討を行ってください。

また、導入する製品ごとに事務局が指定する使用者アンケートの提出をお願いします。

2) 保護具及び衣類の選定について

保護具及び保護衣等の選定にあたっては、防護性能が高く、作業性が良く、視認性の高い目立つ色合いのものであって、人間工学に配慮した使いやすい機能を備えたものを選定するようお願いします。

3) 森林施業用保護衣 (空調ウェア及び空調ベスト・防護ズボン・チャップス)

森林施業用保護衣 (上着・雨合羽等) 及び空調ウェア、空調ベスト、並びに防護ズボン・チャップスについては、本事業の (第一次) 「審査選考に伴う意見を踏まえた総評」を参照してください。

4) フェイスガード・イヤマフ付きヘルメット

防護帽は、伐木作業用で普及が遅滞するフェイスガード・イヤマフ付きのヘルメットの導入を基本としています。

後付け可能なフェイスガード・イヤマフのみの導入や、一般的な保護帽にフェイスガード・イヤマフを取り付けた保護帽も補助対象としています。

なお、スポーツ系サングラスやヘルメット内に収納可能なアイグラスはフェイスガード及び保護メガネでは無いので補助対象外です。

5) 安全靴（防護ブーツ）

防護ブーツは、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインで規定される JIS T8125-3（level1 以上）に適合する安全靴又は同等以上の性能を有する履物を補助対象としています。

地下タビ型は安全靴ではないので補助対象外です。また、一般的なスパイク付長靴及び工場内や林業機械操作時に使用する安全靴等も補助対象外です。

6) チェーンソー

トリオブレーキ付・慣性式チェンブレーキ付、最軽量等 40 cc以上のチェーンソー、並びに電動チェーンソー、背負い式ポールチェーンソーは補助対象としています。

他方、40 cc以下の小型チェーンソー、トップハンドル及びハンディーチェーンソーは補助対象外です。

7) 草刈り機

エンジン及びバッテリー式両手ハンドル（Uハンドル）刈払機、刈払機用高性能ハーネス、電動剪定はさみ、自動目立て機は、補助対象としています。

他方、ツェグリップ式、背負い式刈払機は補助対象外としています。

8) その他安全衛生装備及び装置について

その他、安全衛生装備及び装置については、本事業の（第一次）「審査選考に伴う意見を踏まえた総評」を参照してください。

■研修計画について

事業は国庫補助による地域に適合した安全衛生装備・装置の普及啓発が目的です。このため、労働安全研修会の開催は、申請経営体の数名を対象とするものではなく、地域の多くの林業経営体や行政機関の参画を得て開催するよう十分に配慮してください。

これまでの申請では、研修受講者が経営体内の数名で、社内指導者が研修を実施する団体は、導入品の普及と研修効果が限定的で地域への普及効果が期待できません。このため、研修開催に伴って協力経営体への呼びかけや、関係団体及び行政機関との連携を指導お願いしています。

また、行政機関や関係機関が主催する研修会に参加する申請団体は、代表者のみ数名が研修会に参加するのではなく、導入する装備品に対応した人数が研修会に参加して、記録写真を実施報告書に添付して提出してください。